

社会福祉法人ゆきわり会奨学金返還支援金貸与制度について

項目	内容
目的	本法人の職員として勤務することを希望する者に対し、すでに借り入れしている奨学金を返還するための支援金を貸与することを目的とする。
利息	無利息。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本法人以外から奨学金の貸与を受けている者。</li> <li>2. 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士及び幼稚園教諭二種免許の資格取得可能な大学、短期大学及び専門学校等に在学中の者で、在学中に資格取得をし、卒業後直ちに本法人の資格関連事業所の常勤職員として勤務することを希望する者。</li> <li>3. 他の同種の奨学金（将来、奨学金の貸与主体等に職員として勤務することを条件とする奨学金制度）の貸与を受けていない者。</li> </ol>
提出書類	<p>以下に掲げる全ての書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与申請書（第1号様式）</li> <li>(2) 在学中に資格取得し、学校等を卒業後直ちに本法人の資格関連事業所の常勤職員として勤務する意思を記載した書面（就職意思表明書）</li> <li>(3) 在学証明書</li> <li>(4) 卒業見込書</li> <li>(5) 学業成績表</li> <li>(6) 健康診断書</li> <li>(7) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書面（奨学生証の写し、貸与決定通知書の写し、貸与を受けた金額等が確認できる書類の写し）</li> </ol>
貸与額	既に貸与を受けている奨学金の未返済額に相当する額で240万円以内。
貸与方法	学校等を卒業後直ちに本法人に勤務した場合、契約書で定める日までに、原則として本法人が一括で本人に代わり、奨学金借入先に支払うことにより貸与する。
連帯保証人	必要。
契約の解除	<p>以下のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 退学したとき</li> <li>(2) 卒業の見込みがなくなると認められるとき</li> <li>(3) 奨学金返還支援金の貸与を受けることを辞退したとき</li> <li>(4) 死亡したとき</li> <li>(5) その他奨学金返還支援金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき</li> </ol>

返還	<p>1. 以下のいずれかに該当するときは、事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、原則として一括返還しなければならない。但し、被貸与者側からの申し出により理事長がそれを認める場合に限り、分割返還を認めるものとする。</p> <p>(1) 契約を解除されたとき</p> <p>(2) 学校等を卒業した年度に資格を取得できず本法人に勤務し、勤務後3年以内に資格を取得できなかったとき</p> <p>2. 「返還1」の場合を除き、被貸与者が資格を取得した上で本法人に勤務してから退職するまでの勤務期間（疾病、災害、産前産後休暇、育児・介護休暇その他の事情により勤務できなかった期間を除く。以下同じ。）又は、被貸与者が本法人に勤務後3年以内に資格を取得した日の属する月の翌月から退職するまでの勤務期間が「返還債務の当然免除2」に定める貸与を受けた奨学金返還支援金に応じた勤務期間に達しないときは、被貸与者は免除された後の奨学金返還支援金を「返還1」に記載された期日までに返還しなければならない。</p>
返還債務の履行猶予	<p>1. 奨学金返還支援金の返還債務は、被貸与者が資格を取得できずに学校等を卒業後直ちに本法人に勤務した場合は、引き続き資格取得及び本法人への勤務の意思がある者のみを対象として、本法人に勤務後3年間に限りその履行を猶予する。これらの意思が無い者あるいは本人の意思とは関係なく不可能と認められる場合は返還しなければならない。</p> <p>2. 「返還債務の履行猶予1」の場合を除き、災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由が継続する期間に限り、奨学金返還支援金の返還債務の履行を猶予することが出来る。</p>
返還債務の当然免除	<p>1. 以下のいずれかに該当するときは、奨学金返還支援金を全部免除する。</p> <p>(1) 被貸与者が資格を取得した上で学校等を卒業後直ちに本法人に勤務した場合において、その勤務期間が貸与を受けた奨学金返還支援金に応じた勤務期間に達したとき</p> <p>(2) 被貸与者が「返還債務の履行猶予1」により、返還債務の履行を猶予され、本法人に勤務後3年以内に資格を取得した場合において、資格を取得した日の属する月の翌月から勤務期間が貸与を受けた奨学金返還支援金に応じた勤務期間に達したとき</p> <p>2. 貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間とは、貸与額を月々2万5千円返済するものとして計算して得た月数とする。計算して得た月数に一月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げるものとする。</p>

返還債務の 当然免除	3. 「返還債務の当然免除 1」の場合を除き、被貸与者が資格を取得した上で本法人に勤務してから退職するまでの勤務期間、又は被貸与者が本法人に勤務後 3 年以内に資格を取得した日の属する月の翌月から退職するまでの勤務期間が、貸与を受けた奨学金返還支援金に応じた勤務期間に達しないときは、本法人において勤務した月数に月々2万5千円を乗じて得た額に相当する額の奨学金返還支援金の返済債務を免除する。勤務した期間に一月に満たない端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。
返還債務の 裁量免除	1. 「返還債務の当然免除」の場合を除き、以下に掲げる事由が生じたときは、奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することが出来る。 (1) 被貸与者が本法人に勤務している期間中の業務に起因して死亡し、又は、当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったとき (2) 奨学金返還支援金の返還をすべき者が心身の故障その他やむを得ない事由により返還することが特に困難であると認められるとき
延滞利息	1. 被貸与者は、「返還 1」に記載される返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。 2. 「延滞利息 1」による延滞利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額が 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。